日本 DOHaD 学会
利益相反(COI, conflict of interest)の取扱いに関する規定

日本 DOHaD 学会（以下、本会という）は、「日本 DOHaD 学会利益相反の取扱いに関する規定」を次のとおり定める。 なお、本会の利益相反状態申告の対象は、産学連携による「臨床研究」だけでなく「基礎研究」も含めるものとする。

第１条 対象者
（１）本会会員
（２）学会の学術講演会などで発表する者
（３）本会の役員（幹事、監事），学術集会・講演会担当責任者（学会長など），各種委員会の委員長・副委員長
（４）本会の事務職員
（５）学会機関誌等刊行物への投稿者および編集者

第２条　対象となる活動
本会が行う次の事業活動に対して本規定を適用する。
（１）学術集会，シンポジウム，講演会，研修会，市民公開講座等の開催
（２）学会機関誌，学術図書などの刊行
（３）研究及び調査の実施
（４）委員会，研究会等の実施
（５）その他，本学会の目的を達成するために必要な事業

第３条　開示すべき事項
以下の事項で基準を超える場合は、利益相反の状況を所定の用紙に記入し、事前に本会事務局に届け出なければならない。基準を超えていない場合は、所定の様式に従い、基準を超えていない旨を自己申告する。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任をもつものとする。自己申告が必要な事項と申告基準額は以下の通りに定める。
（１）企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員，顧問職については，１つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上。

（２）株式の保有については, １つの企業についての１年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が 100 万円以上，あるいは当該全株式の 5%以上。
（３）企業・組織や団体からの特許権使用料については、１つの特許権 使用料が年間 100 万円以上。
（４）企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については，１つの企業・団体からの年間の日当が合計 50 万円以上。
（５）企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った 原稿料については、1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上。
（６）企業・組織や団体が提供する研究費については、1 つの企業・団体から医学系研究（①産学共同研究　②受託研究　③治験　④その他）に対して、申告者が実質的に使途を決定しうる研究契約金の総額が年間 100 万円以上、奨学寄付金(奨励寄付金)については，１つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上。
（７）企業・組織や団体からの研究員等の受け入れについては、企業等から研究員を受け入れている場合に記載。
（８）企業・組織や団体が提供する寄付講座については、企業等からの寄付講座に所属している場合には、寄付講座名，寄付講座での職名（兼任・専任）を記載する。
（９）その他の報酬（研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など）については、1 つ の企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上。

第 4 条　学術集会やシンポジウムなどでの発表
（１）筆頭演者が開示しなければならない利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
（２）学術集会やシンポジウム、講演会、研修会、市民公開講座などで発表をする者は、演題登録時から遡って過去 3 年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。
（３）発表時に明らかにする利益相反状態は発表スライドあるいはポスターで開示する。
（４）過去 5 年以内に特定の企業・営利を目的とする団体から研究機関へ転職

し、研究テーマが継続していれば、発表に際して現在の研究機関名だけでなく、研究内容に関係する下所属の当該企業名の双方を記載する。

第 5 条 本会機関誌などにおける利益相反事項の申告と開示

（１）すべての著者は論文投稿内容（本会学術集会抄録は除く）に関係する企業や営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を、投稿規定に定める様式により開示しなければならない。

（２）論文投稿時から遡って過去 3 年間における利益相反状態の有無とその状態を様式 2 に従って開示しなければならない。規定された利益相反状態がない場合は、「The author has no conflict of interest」の文言を同部分に記載する。機関誌 DOHaD 研究以外の本会刊行物での発表もこれに準じる。

（３）提出された様式（様式 2）は原則として論文査読者には開示しない。

（４）過去 5 年以内に特定の企業・営利を目的とする団体から研究機関へ転職し、研究テーマが継続していれば、発表に際して現在の研究機関名だけでなく、研究内容に関係する下所属の当該企業名の双方を記載する。

第 6 条　役員、委員長、委員などの利益相反事項の申告と開示

（１）本会役員（幹事、監事）、学術集会会長、学術集会次期会長、各種委員会委員長、特定の委員会の委員（以下、「役員等」と略す。）の申告する義務のある利益相反状態は、本会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

（２）本会の役員等は、就任時に「役員の利益相反自己申告書」（様式 3）を代表幹事に提出しなければならない。申告書は就任時に過去 3 年間分を記入し、その算出期間を明示する。

（３）在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、8 週以内に追加申告する義務を負うものとする。

（４）過去 5 年以内に関連する企業あるいは営利を目的とする団体に所属した経歴があれば、時期、企業名、役職名を代表幹事に報告する。

第 7 条 利益相反事項の取り扱い

（１）本会に提出された利益相反情報は、本会事務局において、代表幹事を管理責任者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。

（2）利益相反情報は、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合には COI（利益相反）委員会および幹事会の審議を経て公開することができる。
（3）本会役員等の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関する利益相反情報は、最終の任期満了の日から 2 年経過したときに、代表幹事と本会事務局の管理責任者の監督下において削除・廃棄される。但し、その保管期間中に、利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、幹事会の決議により、当該利益相反情報を記載した様式 3 の廃棄を保留できるものとする。
（4）利益相反情報は、本規定に定められた事項を処理するために、幹事会、代表幹事及び COI 委員会が随時利用できるものとする。その利用に際しては、利用目的に必要な限度を超えてはならない。また、利益相反マネジメントに関わる者は、その過程で知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

第 8 条 COI（利益相反）委員会
幹事会が指名する本会会員若干名により COI 委員会を構成する。委員長は代表幹事が指名する。COI 委員会は、産学連携による適正な DOHaD 研究の推進を図るために、幹事会、機関雑誌編集委員会、倫理委員会との連携にて、利益相反規定に定めるところにより、本会における COI に関わる事項を取り扱う。

第 9 条 申告違反への措置
COI 委員会や幹事会で審議した結果、重大な違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。
（1）本会が開催するすべての集会での発表禁止
（2）本会の刊行物への論文掲載禁止・取り消し
（3）本会の役員、各種委員会の委員長・副委員長、学術集会・講演会等の会長の就任禁止、停職および解任
（4）本会の幹事会、委員会等の出席停止
（5）本会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

第 10 条 措置に対する不服申し立て

被措置者は、結果の通知を受けた後 7 日以内に、本会に対し不服申立をすることができる。本会の代表幹事は、これを受理した場合、速やかに不服申立てに関する審査委員会を設置して、審査を委ね、その答申を幹事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

第 11 条 規定の変更
本規定は、幹事会の決議を経て改正することができる。
附則
第 1 条 施行期日
本規定は、2017 年 1 月 1 日から施行する。
本規程は、2018 年 1 月 23 日に改定、施行する。
第 2 条 役員等への適用に関する特則
本規定施行のときに既に本会役職者に就任している者については、本規程を準用して速やかに所要の報告等を行わせるものとする。